

○福島市内の施設従事者等による高齢者虐待の状況（令和3～5年度）

調査年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報を受け訪問調査を行った件数	2件	3件	7件
虐待が認められた件数	1件	1件	3件

令和3年度から令和5年度の要介護施設従事者虐待訪問調査の結果については、上記のとおりとなっています。調査は、職員（退職者含む）や利用者家族からの通報、もしくは事業所・施設からの報告に基づき実施いたしました。通報があれば市は訪問調査を行いますが、通報の内容には通報者の主観や想像によるものなど不確定な要素が含まれる場合もあるため、市は公正な立場で事業所・施設を訪問し、責任者・職員・利用者からの聞き取りや介護記録の確認等を行うことで実態を見極め、虐待の有無を認定しております。

令和5年度の訪問調査実施件数は、近年では最も多い件数となりました。国の「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果では、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数2,795件、虐待判断件数856件といずれも過去最多となっています。高齢者虐待はあってはならないことです。日頃から、高齢者一人一人の尊厳を守るという原則に立ち返り、各人への適切な対応やケアの提供に努めてください。適切なケアの提供を行うことで、自ずと虐待や不適切なケアの防止につながります。

○介護サービス事業所の皆様にご確認いただきたいこと

1. 施設として虐待を防止するための指針やマニュアルはありますか？また内部研修等により職員に周知されていますか？令和6年報酬改定にて減算措置が設けられましたのでご注意ください。

令和6年度介護報酬改定において、高齢者の人権擁護、虐待防止をより推進する観点から、高齢者虐待防止措置が講じられていない場合には、「高齢者虐待防止未実施減算」の規定が設けられました。また、短期入所系サービス及び多機能系サービスを対象に、身体的拘束等適正化のための措置を義務付け（1年間の経過措置あり）、これらの措置が講じられていない場合には、基本報酬の減算することとされました。

指針やマニュアルはあるものの、研修等による職員への周知が不足しているケースが多く見られます。日頃から施設としての指針を共有し、適切な対応を図るための取り組みをお願いします。

2. 身体拘束廃止（適正化）のための取り組みを行っていますか？

「うちは身体拘束をしない（していない）から」と、特に取り組みを行っていないケースが

見られます。現に身体拘束を行っている利用者がいない場合であっても、止むを得ず身体拘束に至る可能性のある利用者はいないか再確認する、止むを得ず身体拘束を行わなければならないケースが発生した場合の決められた手順について確認しておく等、「いざ」という時のために事前の準備をお願いいたします。本人をケガ等から守るために、ミトンを着けることも身体拘束にあたる行為とされます。身体拘束と高齢者虐待には関連性がありますので、セットで考える必要があります。

3. 虐待の「芽」を摘む取り組みを行っていますか？

虐待が顕在化するに至るには、些細な「不適切なケア」が存在し、それを放置することで「不適切なケア」が蓄積され、エスカレートしていくような状況が最初にあると考えられます。ヒヤリハットチェックリストを使用するなどにより、虐待の芽や不適切なケアを未然に防ぐ取り組みをお願いします。